

東京都本所工業高等学校（定時制課程）

いじめ防止基本方針

1 いじめ問題への基本的な考え方

- (1) いじめはいつでも起こり得るという認識の下、いじめを生まない、許さない学校づくりを全校で取り組む。
- (2) 生徒をいじめから守り、生徒のいじめ解決に向けて全校で取り組む。
- (3) いじめ問題に対応するために組織的な取組を行うことで解決を図る。
- (4) 保護者・地域・関係機関と積極的に連携し、いじめ問題に取り組む。

2 学校及び教職員の責務

学校及び教職員は、いじめ問題への基本的な考えにのっとり、在籍する生徒の保護者・地域・関係機関と積極的に連携を図りつつ、学校全体で未然防止及び早期発見に取り組むとともに、在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対応する責務を有する。

3 いじめ防止等のための組織

(1) 学校いじめ対策委員会

ア 設置の目的

校長は本校生徒の教育相談に関する事項、特別支援教育に関する事項及びいじめ防止等に関する措置を行うために、学校いじめ対策委員会を設置する。

イ 所掌事項

- 生徒の教育相談に関すること。
- 特別支援教育に関する研修・協議。
- 関係機関との連絡調整に関すること。
- いじめの未然防止、早期発見、早期対応に関すること。

ウ 会議

学校いじめ対策委員会は月 1 回以上開催する。

エ 委員構成

委員会は校長、副校長、生活指導部主任、養護教諭、各学年担任、校長が指名した者及びスクールカウンセラーで構成する。

(2) 学校サポートチーム

ア 設置の目的

本校に対し、いじめ問題に対する様々な取組に関する助言等支援を行うことを第一義とし、いじめの未然防止・早期発見・発生時の適切な対応を本校が実施することで、より望ましい教育活動の実現が図られ、本校の学校運営が保護者や地域住民に理解されるよう支援することを目的とする。

イ 所掌事項

- いじめ問題解決に向けた学校の取組み支援に関すること。
- 学校経営の支援に関すること。

ウ 会議

学校サポートチーム（学校運営連絡協議会）は、6月、11月、2月の年3回開催する。

エ 委員構成

校長、副校長、経営企画室長、教務部主任、生活指導部主任、進路指導部主任、保護者代表1名、近隣中学校長1名、地域代表等3名により構成する。

4 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

ア 全校集会で生活指導部及び生徒会から生徒に対して働きかけを行う。

イ ホームルーム活動を通じて、いじめのないクラス作りを行う。

ウ ふれあい（いじめ防止強化）月間にホームルームの時間を使い、いじめに関する内容を取り扱う。

エ キャリアガイダンスの時間にコミュニケーション力を高めたり、自分の気持ちをコントロールするための内容を取り扱う。

オ 上記ウ、エを行うための校内研修を年1回実施する。

(2) 早期発見のための取組

ア 学級担任がショートホームルーム等で生徒の様子を丁寧に観察する。

イ いじめ対策委員会を通じて、生徒の様子について情報共有し、必要に応じてスクールカウンセラー面談、巡回相談を行う。

ウ ふれあい（いじめ防止強化）月間に学級担任が「いじめ発見のチェックシート」を活用する。

エ 1学期中に学級担任が個人面談を行なう。

オ 1学期中にスクールカウンセラーによる1年全員面接を行う。

(3) 早期対応のための取組

ア 把握した情報に基づき、学校いじめ対策委員会及び生活指導部会で対応を検討する。

イ 速やかに保護者に連絡し学校の指導方針を伝え協力を依頼する。

ウ 被害生徒に対して安心して学校生活を送れることを確認するまで、スクールカウンセラーによるケアなどを行う。

エ 必要に応じて被害生徒が安心して学校生活を送るための適切な処置を行う。

オ 被害生徒が安心して学校生活を送れることを確認するまで、必要に応じ加害生徒に対する別室における特別指導等を実施する。

(4) 重大事態への対処

ア 所轄の東部学校経営支援センターに報告し、連携を図る。

イ 速やかに職員会議を実施し、対応について検討を行い、組織的に対応する。

ウ 生徒のケアが直ちに必要な場合、東京都教育相談センターに対し心理職等の緊急派遣を申請し、連携して対応する。

エ 警察のスクールサポーターへの相談と通報を行う。

オ いじめ対策に関する緊急保護者会を開催する。

5 教職員研修計画

(1) 生徒理解に関する校内研修を年2回実施する。

(2) 学校いじめ対策委員会の委員に対して、より専門的な研修を実施する。

6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

(1) 学校いじめ対策委員会の役割を周知徹底する。

(2) P T A役員会を通じ、いじめ防止の啓発を推進する。

7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

- (1) 葛飾区青少年育成水元地区委員会を通じて、地域の小・中学校及び青少年委員と連携を図る。
- (2) 関係機関と連携し、生徒が安心して学校生活を送れるようにする。

8 学校評価及び基本方針改善のための計画

- (1) 年3回実施する学校サポートチーム（学校運営連絡協議会）で学校の取組を報告し、支援・助言を受ける。
- (2) 2月の学校サポートチーム（学校運営連絡協議会）では取組に対して学校評価を行う。
- (3) 次年度4月に、学校評価に基づいたいじめ防止基本方針の改善を行う。